

# 各種手数料の改正について

令和8年1月27日  
長崎市上下水道局 料金サービス課

0

## 改正前後の手数料について

種別	区分	改正後	改正前
給水装置工事事業者関係	指定給水装置工事事業者新規申請手数料	12,600円	10,500円
	指定給水装置工事事業者更新申請手数料	7,500円	6,200円
工事検査手数料関係	メーター口径20ミリメートル以下	4,550円	3,500円
	メーター口径25ミリメートル以上50ミリメートル以下	6,500円	5,000円
	メーター口径75ミリメートル以上	8,450円	6,500円
	新設工事又は改造工事以外の工事	3,120円	2,400円
	メーターの個数が1個増すごとの加算額	350円	200円
排水設備指定工事店関係	指定工事店新規申請手数料	13,000円	10,000円
	指定工事店更新申請手数料	6,500円	5,000円

1

## 施行日について

### ○令和8年4月1日から施行

- ・指定給水装置工事事業者の指定に係る手数料
  - 指定期間が令和8年4月30日までの事業者から改正後の手数料を適用
- ・工事検査手数料
  - 令和8年4月1日以降に竣工届を提出する分から改正後の手数料を適用（改正後の金額で納付書発行）